

# 居宅介護支援事業所東京敬寿園管理運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬寿会（以下「法人」という。）が開設する居宅介護支援事業所東京敬寿園(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 法人は定款28条による居宅介護支援事業を行う事業所の管理運営に関する基本的事項をこの規程に定め、社会福祉法第26条の公益事業を的確に実施することを目指す。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所東京敬寿園
- (2) 所在地 東京都世田谷区上祖師谷 5-8-24

## (職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員数及び職務内容

- (1) 管理者 1名 事業所の管理業務にあたるものとする
- (2) 介護支援専門員 2名 業務に関し管理者への報告、相談の上一体的に処理し指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 土、日、祝日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 営業時間外も電話等による連絡が可能な体制をとる。

## (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析による居宅サービス計画を作成する。その際使用する課題分析方式については東京敬寿園方式とする。  
この計画にかかわるサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は居宅サービス計画作成後も計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回の訪問により利用者の課題を把握し居宅サービス計画の変更・調整を行い少なくとも1ヶ月に1回は実施記録に記載する。
- (3) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を理解しやすいよう説明するとともに相談に応じることとする。

(非常災害対策・事業継続計画の策定)

- 第7条 1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。
  - 3 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次の通り策定するとともに、当該事業継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年2回以上実施し、記録するものとする。
  - 4 感染症に係る事業継続計画
    - (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
    - (2) 初動対応
    - (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への

対応、関係者との情報共有等)

5 災害に係る事業継続計画

- (1) 平時からの備え（建物・設備の安全対策、電気・水道等のラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (2) 緊急時の対応（事業継続計画発動基準、対応体制等）
- (3) 他事業所及び地域との連携

（衛生管理）

- 第8条 1 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- 4 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

（虐待防止に関する事項）

- 第9条 1 事業者は、介護サービスの提供による虐待の発生を未然に防止、及び早期発見するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業員に周知徹底を図ること。
  - (2) 責任者を施設長とすること。
  - (3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
  - (4) 成年後見制度の利用支援をすること。
  - (5) 苦情解決体制の整備をすること。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、世田谷区は烏山、給田、粕谷、上祖師谷、成城、砧、千歳台、船橋、八幡山、調布市は仙川町、入間町、若葉町、つつじヶ丘、緑が丘の各地域とする。

（運営についての留意事項）

第11条 その他指定居宅介護支援事業所運営について次の事項に留意する。

- (1) 事業従事者は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し

担当者から意見を求め、また、保健福祉センター事業者会議、ケアマネジャー会議等に出席し介護支援専門員等の質的向上、情報交換を図る。

- (2) 事業従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は保持すること。また、保持した秘密は従業員でなくなった後も同様とする。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人敬寿会と当該事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成16年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年11月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 2月16日から施行する。

この規程は、令和4年 6月1日から施行する。